
監査委員公表

監査委員公表第2号

令和4年10月6日付 R04-21000-00877 の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月10日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	前田	哲也
同	中村	泰輔

R04-01090-04799

令和4年11月30日

長崎県監査委員	下田	芳之	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	前田	哲也	様
長崎県監査委員	中村	泰輔	様

長崎県知事 大石 賢吾

(公印省略)

令和4年度普通会計定期監査(前期)結果に係る措置状況について(通知)

標記について、別紙のとおり措置状況を通知します。

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機関名	内容	措置状況(R4.11.30提出)
1	企画部	IR推進課	<p>マイクロバス料金において、見積書を徴した業者のうち最低価格の業者と契約の締結をしていない。</p> <p>また、少額のため契約書等の作成を省略しているが、相手方が提出した見積書の余白に契約期間などの記載をしたうえでの決裁を行っていない。</p>	<p>各事業者の見積金額に税抜、税込が混在している中、税抜額での比較を失念し、最低価格ではない業者と契約したものです。</p> <p>本指摘を受け、課員に対し、税抜額での比較の徹底に加え、入札・契約事務マニュアルに沿って見積書の余白に契約期間等を記載したうえで決裁を行う必要があることを周知いたしました。</p> <p>今後は、入札・契約事務マニュアルを遵守するとともに、決裁ラインでのチェックを徹底するなど、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
2	総務部	広報課	<p>県外パブリシティサポート業務委託(首都圏・関西圏)において、履行確認が不十分である。</p>	<p>受託事業者の実績報告において、費用負担の有無だけではなく、より詳細な実施事業内容についても確認できる書類の添付を求め、履行確認の徹底を図っております。</p>
3	総務部	管財課	<p>公共用地の未利用地で利用見込みのないものについては、売却手法の多様化等の検討を行い、引き続き積極的な処分に努めること。</p>	<p>利用見込みのない未利用地の処分については、これまでも県全体で売却予定物件の情報発信や多様な売却手法を検討しながら取り組んできたところです。</p> <p>売却促進を図るうえでは、購買意欲のある方などに売却情報をしっかり届けることが重要であることから、県ホームページ、新聞広告や県の全世帯広報誌等を活用して、売却情報を広く発信しているところです。</p>
4	総務部	新行政推進室	<p>長崎県職員能力開発センターの防火管理者選任(解任)届出書及び消防計画(変更)届出書が提出されていない。</p>	<p>予備監査での指摘後、速やかに長崎市中央消防署へ必要な手続きを行い、令和4年7月20日付けで届け出は受理されました。</p> <p>なお、この届出は、人事異動等により例年必要となることから、再発防止策として「年度当初に行う事務として引継書に明記する」や「職員能力開発センターの建物内に管理権限者・防火管理者名を掲示する」などの措置を講じ、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
5	地域振興部	新幹線対策課	<p>西九州新幹線シンポジウム開催等業務委託において、仕様書にイベント参加中発生し得る傷害及び賠償責任の保険に加入することと定めていながら、予定額の積算に含めていない。</p>	<p>このように仕様書に定めた趣旨については、必ずしも保険加入を義務とするものではなく、保険の加入について受託者の判断に委ねているものであります。</p> <p>今回の契約は受託者と協議しながら一者随契を行ったものであり、予定額の積算に影響はないものと判断しておりましたが、今回の指摘を課内で共有し、仕様書の記載事項をよりわかりやすい表記とするよう、周知徹底を図りました。</p>

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機関名	内容	措置状況(R4.11.30提出)
6	地域振興部	島原振興局 管理部 総務課	雲仙公園内公衆便所浄化槽保守点検業務において、不良気味の放流ポンプについて対応が不十分である。 また、保守点検を法定で定める以上の頻度で行っているが、伺いに根拠を記載すべきである。	放流ポンプ不良修繕については、点検業者から令和3年9月に不良気味ではあるものの使用上の問題はないとの報告を受けておりましたので、他の維持修繕を優先し、令和4年度に入り修繕を行っております。 浄化槽の保守点検については、今後、施行同時に点検頻度等の根拠を残し、同様のことがないように、適切な事務処理に努めてまいります。
7	地域振興部	長崎振興局 管理部 総務課	納付すべき所得税の計算において、誤りがあり、一部の納付が遅延しており、保管金の管理が不十分である。	指摘を受け、遅延していた所得税は令和4年7月11日に納付いたしました。 今後は、保管金の払出決議の際に財務会計システムによる保管金受払状況の確認書類を添付するなど、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。
8	文化観光国際部	物産ブランド推進課	長崎空港くん蒸倉庫管理委託契約において、管理に要する費用に係る県の負担が定められていない。 また、利用料金徴収についての規定が適切でない。 さらに、管理状況を把握するための実績報告を求めている。	今後、同様の管理委託契約を締結する場合には、関係規則等に従い明確に規定するなど、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、長崎空港における植物の輸入状況を踏まえ、関係機関から意見を聴取する等、当該施設の必要性を含めて検討してまいります。
9	文化観光国際部	スポーツ振興課	東京2020聖火リレーランナー用品配送等業務委託において、業務完了報告書に係る検査で不合格とした後の対応が不十分である。	指摘を受け、年間の契約予定一覧を整理し、課内にて共有・進捗確認を行いました。 今後は、定期的に進捗確認を行うなど、課内におけるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。
10	文化観光国際部	スポーツ振興課	東京2020オリンピック聖火リレーにおける遣唐使船関連イベント負担金について、負担金額の根拠が確認できないまま支出している。	今後は、相手方からの事業完了報告に際し、支出内訳書など負担金額の根拠が確認できる書類を提出するよう協定書に定めるなど、改善に努めてまいります。
11	県民生活環境部	人権・同和対策課	新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発及び誹謗中傷対策周知テレビコマーシャル放送業務外11件において、委任状の提出がないまま契約権限のない者と見積合わせを行っている。	見積執行通知書を作成する際に、会計課長通知にある作成例を参考としましたが、委任状の提出を求めない提出期限を設定した例を参考にしたため、本来求めるべき委任状の提出を求めていなかったものです。 今後、期日指定の見積りを行う際の見積執行通知書において、代理人が参加する場合は、委任状を求めることを記載し、委任状の提出がないまま見積合わせをすることがないようにいたします。

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R4.11.30提出)
12	県民生活環境部	男女参画・女性活躍推進室	女性就業支援コーナー事業において、ウェブカメラ他の物品の貸付契約が著しく遅延している。	<p>契約書の取り交わしに向けて手続きを進める過程で書類に不備があったため、R4年7月5日時点において契約書の取り交わしが完了していなかったものです。</p> <p>今後は業務委託契約の入札後、速やかに物品使用貸借契約の準備に着手し、書類の不備が生じないように事前に内容のチェックを行い、年度当初に契約を締結いたします。</p>
13	県民生活環境部	自然環境課	<p>雲仙古湯・八万地獄地区自然災害観測機器設置業務委託外1件において、委託業務で購入した備品の組入れがなされていない。</p> <p>また、契約書又は仕様書に引渡しについて明記されていない。</p>	<p>委託業務で購入した備品については、組入れの準備作業が遅れておりましたが、令和4年7月28日に物品に組入れを行い、物品出納簿への登記を完了しました。</p> <p>今後はこのようなことがないように、「長崎県物品取扱規則」に基づく物品の取扱を徹底いたします。</p> <p>また、引渡しに関する項目が契約書又は仕様書に明記されていなかったため、今後は、特記仕様書の条件明示欄に明記することといたします。</p>
14	県民生活環境部	生活衛生課	ながさきコロナ対策飲食店認証制度運用業務委託において、個人番号が記載されている文書の取り扱いに係る取り決めが不十分である。	<p>当補助金の申請書類のうち、本人確認書類として、マイナンバーカードの写しの「表面のみ」と例示していましたが、裏面の個人番号刻印部分の写しを提出したものがあり、通常は本人へ返却していましたが、そのまま編綴していたものです。</p> <p>不必要な個人情報を入手した場合の取り扱いについて、委託事業者と書面で取り決めておらず、徹底が不十分であったことから、令和4年度の委託契約においては、意図せず入手した特定個人情報の取り扱いについて、委託事業者と協議を行い、取り扱いを書面で相互確認しています。</p>
15	県民生活環境部	地域環境課	公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。	<p>公開されていた個人名については、予備監査で指摘を受けた後、直ちに会計課に公開情報の修正依頼を行い、非表示処理の対応を行いました。</p> <p>今後は、このようなことがないように、公金支出情報確認作業を適切に行い、公開前の再確認についても、調整担当者と班長のダブルチェックを行うことでチェック体制を強化してまいります。</p>
16	県民生活環境部	環境保健研究センター	有害な業務を行う屋内作業場において、労働安全衛生法に定める作業環境測定を行っていない。	<p>健康の保持増進のための措置として、労働安全衛生法に定められている作業環境測定義務の認識がなく、実施していなかったものです。</p> <p>予備監査で指摘を受けた後、労働基準監督機関など関係機関との協議を進めているところであり、測定の対象範囲を精査したうえで、適切に実施できるよう検討してまいります。</p>

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R4.11.30提出)
17	福祉保健部	福祉保健課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (生活保護費返還金等)	<p>生活困窮を理由に未納となっている債務者がほとんどであることから、一人ひとりの生活状況等に応じた対応が必要となります。</p> <p>1回の納入額が少額で回収期間が長期化しているケースは、頻繁に接触し可能な限りの納入を促すため、債権管理事務会計年度任用職員等の訪問・電話等によるきめ細やかな催告を図ってまいります。</p> <p>生活保護を受給中で、保護費との調整(引去り)が可能なケースは生活保護法第78条徴収金の収入額の3割程度を占め有効な回収手段となっていますので、引き続き本取扱いの活用を推進してまいります。</p> <p>長期間、納入が滞っているケースなどは債権管理室への移管を進めており、令和3年度は26件、令和4年度は39件を移管しました。それまで音信不通であった債務者から電話等の反応があるなど一定の効果が見え始めていることから、引き続き債権管理室への移管や連携強化を図ってまいります。</p> <p>なお、新たな未収金の発生防止も重要であるため、各福祉事務所において、収入・資産申告義務の周知徹底、課税調査や年金等受給権の確認作業の組織的实施により、被保護者の収入・資産の確実な把握に努めてまいります。</p>
18	産業労働部	雇用労働政策課	技能検定試験合格証明書再交付等について、事務手続きが遅延している。	<p>知事の交代に伴い、合格証明書用紙を新たに印刷する必要がありましたが、納期まで40日以上を確保する必要があったため、年度明けの発注とせざるを得ず、再交付が遅れたものです。</p> <p>今後は、関係課と協議した個別対応や申請者との代替措置の検討など、申請者の不利益とならないような対応に努めてまいります。</p>
19	産業労働部	新産業創造課	消耗品等出納簿(切手)について、令和3年度末の残高確認を令和4年度の物品管理者が行っている。	<p>令和3年度末の残高確認について当該年度の物品管理者が行うべきところ、令和4年度の物品管理者が行っていたものです。</p> <p>今後は、関係規則を遵守するとともに、消耗品等出納簿に「当該年度の物品管理者が残高確認を行う」旨を記載し、再発防止に努めてまいります。</p>

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機関名	内容	措置状況(R4.11.30提出)
20	産業労働部	新産業創造課	県が譲与した燃料電池船について、小型船舶の登録等に関する法律に定める移転登録に必要な書類を交付しておらず、移転登録がなされていない。	燃料電池船については、令和3年12月1日に譲与契約書を交わして譲与した際に、小型船舶の登録等に関する法律に定める譲渡証明書を、県から譲受人に交付しなければならないところ、失念により交付をしていなかったため、譲受人が移転登録を行っていなかったものです。 指摘後、速やかに譲受人へ譲渡証明書の交付を行い、令和4年8月26日付で移転登録が完了しております。 今後は、このようなことがないよう物品を譲与する際は、物品の譲与関連の法令の確認を徹底し、併せてその物品を所管する機関へ手続きの確認をするなど、再発防止に努めてまいります。
21	産業労働部	工業技術センター	消耗品等出納簿(生産品)において、年度末及び年度当初の物品管理者及び出納員による確認が行われていない。	本来確認すべき年度末及び年度当初の物品管理者及び出納員による生産品の数量確認を失念していたものです。 今後は、物品取扱規則等の確認を徹底し、適正な物品管理に努めてまいります。
22	産業労働部	工業技術センター	「研究機関内における公的研究費の管理・監査ガイドライン、及び、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく実施規程」に基づく内部監査が行われていない。 また、内部監査に関する規程が不十分である。	実施規程に定められている内部監査を行っていなかったものです。 所内の実施規程を令和4年9月7日に改正し、毎年度定期的に実施することと明記いたしました。 今後は、公的研究費の適正な管理に努めてまいります。
23	水産部	長崎港湾漁港事務所 港営課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (一般会計…沈没船引上げ費用等)	沈没船引き上げ費用等の収入未済については、引き続き、文書、電話、面会等による催促に努めその解消を図ってまいります。
24	水産部	水産加工流通課	長崎魚市場新設活魚棟用取水井戸揚水量調査業務委託において、業務の追加に係る費用の変更の検討を行っていない。 また、工事に関する委託ではないにもかかわらず、業務打合せ簿により契約内容の追加等を行っている。	施工業者との協議により契約内容の追加や経費の変更には当たらないとして双方合意したのですが、検討の経過の記録が不十分であったため、指摘内容、原因、今後の対応について、課内全員にメールで共有するとともに、今後は正確に記録し適切な事務処理に努めてまいります。

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R4.11.30提出)
25	水産部	水産加工流通課	前回の指導にもかかわらず、長崎県地方卸売市場長崎魚市場における防火・防災管理対象物点検業務委託の予定額の積算において、千円未満切り捨ての根拠が不明確である。	適用すべき積算要領を誤り、千円未満の端数調整を行ったものです。今後、予定額の積算においては端数調整を行わないことを関係職員で徹底するとともに適切な事務処理に努めてまいります。
26	水産部	県北振興局建設部 田平土木維持管理事務所	館浦漁港、生月漁港、大根坂漁港緑地等管理業務委託において、委託料で購入した備品の組入れが行われていない。 また、精算額の中に対象外経費が含まれており、確認が不十分である。 さらに、再委託承認が一部されていない。	今回対象となっている草刈機の付属機器については、物品管理システムに登録し備品の組入れを完了いたしました。 契約期間終了時の提出書類については、対象外経費が含まれていないかなどを複数人で確認し適切に事務処理を行ってまいります。 新たに再委託の必要が生じる場合は、契約の相手方と適切に情報共有を図り事務処理に努めてまいります。
27	水産部	漁業取締室	情報資産に係る物品の管理が適切に行われていない。	物品を処分する際は、物品処分事務マニュアルに基づく処分を実施する等、適切な物品管理に努めてまいります。
28	農林部	農山村振興課	農林水産業費国庫補助金において、調定が遅延している。	農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)について、令和3年8月3日付で、国の交付決定が通知されていたが、調定の手続きが必要なことについて認識不足であったことから、調定通知日が令和4年2月22日と遅延していたことについて指摘を受けたものであります。 今後は、予定されている歳入について予め一覧表を作成し、交付決定から収納までの一連の事務の執行状況について所属内で管理と確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R4.11.30提出)
29	農林部	農産園芸課	消費・安全対策交付金等において、調定が遅延している。	<p>消費・安全対策交付金において、昨年度、国が指定する重要病害虫ミカンコミバエが国外から本県に過去に例がない程、多数飛来したため、緊急的に防除対策を実施し、それが累次にわたり継続したことで、国から5回にわたり増額の交付決定を受けたところであります。この交付金については交付決定の都度直ちに調定すべきところ、年度末にまとめて調定を行ったことから指摘を受けたものであります。</p> <p>今後は、予定されている歳入について予め一覧表を作成し、交付決定から収納までの一連の事務の執行状況について所属内で管理と確認を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
30	農林部	島原振興局 農林水産部 南島原地域 普及課	令和3年度産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託において、前回、局内他部署の監査で指導したにも関わらず、契約書に県側の契約印が押印されていない。	<p>島原振興局農林水産部において、契約書に県側の契約印を押印しておらず、指摘を受けたものであります。</p> <p>昨年度の監査での指導を受け、契約事務チェックリストを改正したにもかかわらず徹底されていなかったことから、改めて徹底を図るとともに、今後は、公印を押印した後、再度、検印者が適正に押印できているか確認する形に手順を見直したところであり、再発防止に努めてまいります。</p>
31	農林部	農村整備課	消耗品等出納簿(切手)について、令和4年度分を作成しておらず、年度初めに行うべき処理が行われていない。	<p>消耗品等出納簿(切手)について、令和4年度分が作成されていなかったことについて、指摘を受けたものであります。</p> <p>今回の指摘を受け、未作成であった消耗品等出納簿を直ちに作成するとともに、関係職員への周知を徹底し、毎月末の確認業務をスケジュールに登録するよう改善を図りました。</p> <p>今後は、受入及び使用の有無にかかわらず、長崎県物品取扱規則に基づき、毎月の残枚数について「物品管理者」「出納員(会計員)」の確認を徹底し、適正な対応を行うよう努めてまいります。</p>

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R4.11.30提出)
32	農林部	農業大学校	<p>毒物・劇物危害防止規定に定められている定期的な教育及び訓練が行われていない。 また、使用しない水銀(毒物)が長期間保管されている。</p>	<p>毒物・劇物危害防止規定に定められている定期的な教育及び訓練を行っていないこと、また、使用していない水銀を処分せずに、長期間保管していたことから指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘を受けた後、7月28日に毒物・劇物に係る教育及び訓練を実施するとともに、今後は年度当初の4月に実施するよう規定を改正いたしました。</p> <p>また、保管している水銀の処分については、処理業者が北海道しかなく、当校単独で処理する場合には費用が高額となることから、今後、庁内の関係部署と連携して安価に処分できる方法を検討してまいります。</p>
33	農林部	農業大学校	<p>公用車の公用車使用簿兼日常点検チェックリスト及び公用車等運転確認簿が作成されていないものがある。</p>	<p>当校の敷地内で使用する公用車(農耕用運搬車等)において、使用簿兼日常点検チェックリスト及び公用車等運転確認簿を作成していなかったことから指摘を受けたものであります。</p> <p>指摘を受けた後、令和4年7月から敷地内で使用する公用車(農耕用運搬車等)において、これらの書類を整備いたしました。</p> <p>今後とも、規則等に従い、適正な対応を行ってまいります。</p>
34	土木部	住宅課	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県営住宅使用料等)</p>	<p>住宅課の未収金に関する現在までの措置状況につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期滞納者への早期督促や訪問等による徴収強化 ・長期滞納者に対する契約解除、明渡請求等の通知及び訴訟等の法的措置の実行 ・和解内容違反者等に対する早期警告、建物明渡し強制執行の実施 ・退去滞納者に対する支払督促や債権差押え命令申立ての実施 ・家賃の納付形態のうち、納付書払いから口座振替や生活保護費の委任払いへの移行促進に伴う事務処理の効率化 <p>などの対策により、ここ数年97%以上で推移しており、令和3年度は、97.42%となっております。</p> <p>引き続き、未収金額の圧縮に向けて今後も徴収状況を精査し更なるきめ細やかな徴収に努め、より効率的な徴収体制を構築してまいります。</p>

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機関名	内容	措置状況(R4.11.30提出)
35	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (一般会計…沈没船引上げ費用等)	沈没船引上げ費用に係る収入未済については、債務者宅を繰り返し訪問し、粘り強く納付指導を行ってきたところ、本人より令和4年11月から毎月1万円ずつ分納し、必ず完済する旨「債務弁済誓約書」が提出されました。今後は、計画どおり支払いが行われるよう履行監視や指導を行ってまいります。 なお、プレジャーボート係船料の収入未済については、引き続き文書、電話、面会等による催告に努め、解消に努めてまいります。
36	土木部	県北振興局 建設部 田平土木維持管理事務所	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(沈没船引上げ費用)	所有者本人の戸籍調査を実施し、調査結果をふまえ現地訪問を実施したところ、本人との接触を果たしました。 さらに引揚げ費用の返済及び当該船舶の撤去に関し、責任をもって対応する旨の「確約書」を提出させ、引揚げ費用の分割返済を承認する「履行延期承認通知書」を発行しました。 令和4年8月分から毎月の分割返済が始まっており、引き続き債権回収に努めてまいります。
37	土木部	都市政策課	収入証紙実績簿において、手数料の名称毎に記載していないものがある。 また、消印した日に記載していない。 さらに、実績がある月の月計及び累計を記載していない。	今後は、課で手数料の名称毎に一元化した証紙収入実績簿にて管理していくことといたします。 また、決裁時点で消印が押印された証紙が添付されている場合、証紙収入実績簿への記載の確認を取扱者以外の職員が行うことにより再発防止に努めてまいります。 さらに、実績がある月の月計及び累計の記載漏れにつきましては、受付台帳と証紙収入実績簿を兼ねて運用していたことによるものであり、今後は、月計及び累計欄を設けることといたします。
38	土木部	長崎港湾漁港事務所 総務課 港営課	使用していない給水設備について、設置場所を把握していないものがある。 また、必要性を確認しないまま上下水道料金を支出しているものがある。 さらに、指定管理施設内にある給水設備分の水道料金について、支出する根拠が不明確である。	使用実績がない給水設備については、設置箇所を確認した上で、必要がないと判断したものについて廃止の手続きを行いました。 また、指定管理施設内の設備については、契約者を県から指定管理者に変更しております。

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機関名	内容	措置状況 (R4.11.30提出)
39	土木部	長崎振興局 建設部 道路維持課	一般国道202号道路除草業務委託において、契約の変更が行われておらず、精算が適正に行われていない。	委任契約において変更契約を行わず増額精算し指摘を受けたものです。 委任契約においては、当初契約額の範囲内で履行することを原則とし、やむを得ない理由が生じた場合のみ速やかに契約変更手続きを行ったうえで精算することを所属内で周知いたしました。今後は、複数人で確認を行い適切な事務処理に努めてまいります。
40	土木部	長崎振興局 建設部 道路維持課	道路除草等業務委託に係る実績報告において、精算額が契約額を上回ったと申出を受け、契約変更手続きを行わないまま、精算額全額を支払っている。 また、損害保険料を予定額に算入しているが、契約書に加入することを約定していない。 さらに、精算時において保険加入の有無を確認していない。	委任契約において変更契約を行わず増額精算したこと、損害保険の加入を約定していなかったこと、また、その保険加入の有無について書面確認を怠り指摘を受けたものです。 委任契約においては、当初契約額の範囲内で履行することを原則とし、やむを得ない理由が生じた場合のみ速やかに契約変更手続きを行ったうえで精算すること、また、損害保険の加入については、契約書に約定するとともに着手前に書面にて確認することを所属内で周知いたしました。
41	土木部	長崎港湾漁港事務所 総務課	神ノ島公園法面等移管用地測量業務委託において、委任事項が記載されていない委任状を受領し入札に参加させている。	委任状には入札業務番号及び入札業務名のみが記載され、記載すべき必要な委任事項が漏れておりましたが、委任状不備のまま誤って入札に参加させていたものです。 今後は確認漏れがないよう適正に処理します。 なお、当該業務は他の業者が落札しており入札結果に影響するものではありません。
42	土木部	島原振興局 建設部 管理課	島原港及び多比良港自家用電気工作物(可動橋電気設備)保安管理業務委託において、報告された不具合箇所の対応が遅延している。	委託業者から不具合箇所の改修が必要であるとの報告を受けておりましたが、多額の費用を要する設備もあり、改修が遅延していたものです。 不具合箇所のうち、高圧母線支持物については交換が完了し、多額の費用を要するキュービクル移設については、委託業者へ確認した結果、同様の絶縁効果が見込まれる防護柵設置を令和4年度に行うこととしております。今後は、委託業者からの報告書提出時に記載内容について説明を受け、必要があれば現地確認のうえ適切に対応することとしております。
43	土木部	県北振興局 建設部 河川課	相浦川水系水門定期点検業務委託の検査において、点検実施時期に係る確認が十分でない。	これまでは年度末に報告書の履行確認を行っていましたが、指摘以降は毎月履行確認を実施しています。具体的には点検結果と点検状況写真を毎月提出させ、担当から班長、課長まで回覧し、複数人で確認するよう改めました。また、写真には黒板等に日付を入れるようにし、いつ点検したかわかるようにしています。

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R4.11.30提出)
44	土木部	県北振興局 建設部 大瀬戸土木 維持管理事 務所	大瀬戸土木維持管理事務所管内道路監視業務委託において、一部業務を再委託しているが、承諾に係る手続きがなされていない。 また、変更契約締結前に追加業務が履行されている。	再委託の承諾にかかる手続きを口頭でしか行っていなかったため、今後は書面にて確実に行ってまいります。 大島大橋橋梁監視業務が不落続きであったため、やむを得ず道路監視業務に橋梁監視を打合せ簿で追加しましたが、今後、追加業務等の契約内容に変更が生じた場合は契約変更締結後に適切に履行することを徹底してまいります。
45	土木部	用地課	公共用地の未利用地については、今後も引き続き土地の実態に応じた利用又は処分に努めること。	公共用地の未利用地については、令和2年度末で19件(11,444㎡)を保有し、令和3年度において所管課から用地課へ9件(1,243㎡)の引き継ぎを受けております。引き継ぎを受けた9件は全て令和3年度中に処分しており、令和3年度末の未利用地は、19件(11,444㎡)となっております。 今後とも、一般競争入札による売却に努めるとともに、売却が見込めない地積過小、不整形地等の土地については、市町等への譲渡等の利活用協議や隣接地主に対して購入の働きかけを定期的に行ってまいります。
46	土木部	長崎振興局 建設部 管理課	公有財産目的外使用許可や長崎駅前広場条例に基づく占用許可が適切に行われていない。	長崎駅前広場と浦上駅前広場における管路や電話線などの占用物件7件の更新手続きにおきまして、年度当初の4月初めに許可書と納入通知書を申請者に送るべきところ、その送付が遅れたものです。 原因としましては、年度始めで事務量が增大する中で、当該事務処理に時間を要してしまったことと、組織としてのスケジュール管理も不十分でありました。 今後は、更新事務のスケジュールを、担当者、班長、課長で共有し、事務作業の進捗に遅れや漏れがないかを確実にチェックし、再発防止に努めてまいります。
47	土木部	長崎港湾漁 港事務所 港営課	長崎港元船C棟上屋使用について消防用設備の使用に支障がある場所を許可している。 そのため、消防用設備等点検業務委託契約において、一部の点検が行われていない。 また、設備の不具合を指摘されているが、改善に向けた対応が遅延している。 さらに、屋内消防栓に係る送水ホース耐圧試験を実施していない。	許可に当たって、消防用設備の使用に支障が生じないようにすることを条件に付すとともに、使用者に対して適切な指導を行ってまいります。また、設備の不具合については、改善に向けて速やかに対応してまいります。 送水ホース耐圧試験については、令和4年度中に実施を予定しております。

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R4.11.30提出)
48	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	長崎県港湾管理条例に基づく上屋の使用許可において、当初15日間で許可し、その後、延長の許可を行った際、許可の初日に遡って16日以上の際の単価を適用せず、差額の調定及び請求を行っていない。	ご指摘の事案については、許可に当たり、二つの異なる期間の申請について処理したものであり、差額徴収の対象ではないことを確認しております。 なお、1回当たりの上屋の使用期間が長くなっているという現状もあることから、本庁に対し、制度の見直しの必要がないか検討を求めてまいります。
49	土木部	長崎港湾漁港事務所 港営課	港湾施設使用許可において、同施設使用料の未収があるにもかかわらず、更新許可の妥当性を検討することなく許可を行い、その際、必要となる連帯保証人を立てさせていない。	施設使用の更新申請書が提出された際、納付状況を十分確認せず、許可を行ったものです。 今後は確実に納付状況を確認するとともに、連帯保証人を立てさせることといたします。
50	土木部	県北振興局 建設部 建設管理課	前回指導したにもかかわらず、道路占用・河川占用及び港湾施設用地の目的外使用許可において、許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。	占用許可書等を交付する際に、原状回復届の様式を添付し確実に提出するよう依頼しております。 また、課内の許可台帳で原状回復届の受理状況を定期的に確認し、許可期間満了後に原状回復届を提出していない者に対しては個別に電話等による指導を行い、再発防止に努めてまいります。
51	土木部	県北振興局 建設部 大瀬戸土木維持管理事務所	パトロール車の公用車等運転確認簿への記入及び所属長による確認がなされていない。	パトロール車の運転確認簿も含めて、公用車の運転確認簿の置き場を1か所に集約して管理し、複数職員で確認を行うなどチェック機能の向上を図るとともに、使用する職員に適切に行うよう指導します。

令和4年度 定期監査(前期)「意見」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況(R4.11.30提出)
1	土木部	港湾課	<p>港湾施設の使用許可について、長崎県港湾管理条例(昭和51年5月施行)の制定当初は、短期間の許可を基本としていたと考えられるが、近年は長期間の許可事例が多くなっている。</p> <p>また、特に、港湾施設のうち上屋の使用許可については、同条例で貨物搬入の日から15日以内と16日以上とで異なる単価が定められているが、延長して16日以上となった場合の使用料の算定方法が分かりにくい制度となっている。</p> <p>条例の制定から46年が経過し、制定当時とは港湾施設を取り巻く状況や利用実態が変化していると考えられることから、利用者側のニーズを踏まえた分かり易く利用し易い制度となるように、所要の見直しを検討されたい。</p>	<p>現行の料金設定は、荷物の保管期間を短くし、できるだけ多くの荷主に利用してもらおう趣旨ですが、現在、1回当たりの上屋の使用期間が概ね1か月と長くなる実態があること、また、上屋内の荷動きについて、正確な把握が困難という現状があることを踏まえ、他県の港湾における料金設定も参考にしながら、制度の見直しの必要性を含め、検討を行ってまいります。</p>

R04-40060-02907

令和4年11月25日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 前田 哲也 様
長崎県監査委員 中村 泰輔 様

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

(公 印 省 略)

令和4年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置状況について（通知）

標記について、別紙のとおり措置状況を通知します。

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機関名	内容	措置状況(R4.11.30提出)
1	教育庁	高校教育課	長崎県高等学校離島留学生ホームステイ費補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付申請書が提出されていない。	補助金額に変更が生じている場合は、補助金実施要綱に基づき、変更交付に係る手続きを行う必要がありますが、その確認が不足していたことにより生じたものであります。 今後は、補助事業者に対し補助金額の変更がないか実績報告前に確認を行うとともに、実施要綱等に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。
2	教育庁	高校教育課	長崎県産業教育振興会補助金において、補助金交付決定前に事業の着手がされている。	補助金交付決定前の事業着手についての認識が不足していたことにより生じたものであります。 指摘を受けた内容を踏まえて、補助事業者に対し、令和3年度を含む過去5年分の実績報告の再提出を求め、過大に交付されていた2か年度分の補助金の返還を請求いたしました。返還金は令和4年11月に返還されております。 今後は、長崎県補助金等交付規則等に基づき適切な事務処理に努めてまいります。
3	教育庁	体育保健課	指定管理者負担金において、維持修繕費の精算の確認が不十分である。	指定管理者から提出された負担金精算書及び内訳書により維持修繕費の精算確認を行っていましたが、支出証拠書類による確認が不十分であるとの指摘であります。 今後は、支出証拠書類を確認したうえで、精算を行ってまいります。
4	教育庁	体育保健課	浮栈橋について、海域管理条例に係る許可を受けないまま設置している。	長崎市の形上湾に設置している浮栈橋について、海域管理条例に基づく海域占用許可が必要である認識がなかったことにより生じたものであります。 当該許可については、速やかに手続きを行い、許可を受けたところであります。 今後は、条例・規則などを確認し、適正な事務処理に努めてまいります。
5	教育庁	高校教育課	公文書開示請求において、保有していない公文書を開示決定している。	今回の事案については、将来的に保有が見込まれる文書であったこと、また公文書が不存在の場合の取り扱いについて認識が不足していたことにより生じたものであります。 今後は、長崎県公文書開示事務取扱要領に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。

崎会(監指)第174号
令和4年11月24日

長崎県監査委員	下田	芳之	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	前田	哲也	様
長崎県監査委員	中村	泰輔	様

長崎県公安委員会委員長
瀬戸 牧子
(公印省略)

令和4年度普通会計定期監査(前期)結果に係る措置状況について(通知)

標記について、別紙のとおり措置状況を通知します。

令和4年度 定期監査(前期)「指摘事項」に係る措置状況一覧

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況 (R4.11.30提出)
1	警察本部	警察本部	<p>運転免許の更新期限を誤って納入された更新手数料について、納人が還付申請書を提出していないにもかかわらず、還付を行っている。</p>	<p>当該案件は、還付申請書を徴収せず誤って支出調書により還付していたものです。 今後は規定を遵守し、複数人での確認を徹底して適正な事務処理に努めてまいります。</p>
2	警察本部	警察本部	<p>国有物品の損傷に係る金銭賠償について、手続を誤ったため国への支出が遅延している。</p>	<p>当該案件は、国有物品を県有物品と誤認して、賠償金を県の歳入としていたものです。 今後は複数人での確認を徹底して適正な事務処理に努めてまいります。</p>
3	警察本部	警察本部	<p>無線警ら車購入外1件において、契約金額の変更が生じたが契約変更を行っていない。</p>	<p>当該案件は、契約締結後に生じた自賠責保険料等の金額変更について契約変更手続を行っていなかったものです。 今後は、入札・契約事務マニュアルを遵守し、基本にのっとり適正な事務処理に努めてまいります。</p>